

－ 健全な森林づくりに向けた活動を応援します！ －

森林整備地域活動支援交付金事業について

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、森林所有者による森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援するため、平成14年度から「森林整備地域活動支援交付金事業」が創設され、引き続き平成19年度から5カ年間継続されます。

交付金の交付の条件を満たす森林について、ヘクタールあたり5,000円が1年間交付されます。(実施期間 平成19年度から平成23年度の5カ年間)

○支援の対象になる森林は？

市長等から認定を受けた森林施業計画の対象森林(30ha以上のまとまりを有する団地)が支援対象になります。

ご自分の所有している森林の面積が小さくても、共同で作成した森林施業計画の森林面積が30ha以上であれば支援の対象となります。

ただし、次の①～③のいずれかに該当する森林は除外されます。

支援の対象から除外される森林	①都道府県知事又は市町村長が作成主体となっている森林施業計画の対象森林 ②緑資源機構が行う水源林造成事業により造成される森林 (森林組合等と3者契約で行っている森林も該当します。) ③大企業が所有している森林、大企業が作成した森林施業計画の対象森林
----------------	---

○森林施業計画とは？

森林所有者などが自らの意思に基づき、森林づくりについて40年間以上の長期計画を定めた上で、造林・保育・間伐・伐採といった森林施業の5カ年の計画をたてると、認定を受けることができる制度です。

○どんな活動をすれば交付金が交付されるのか？

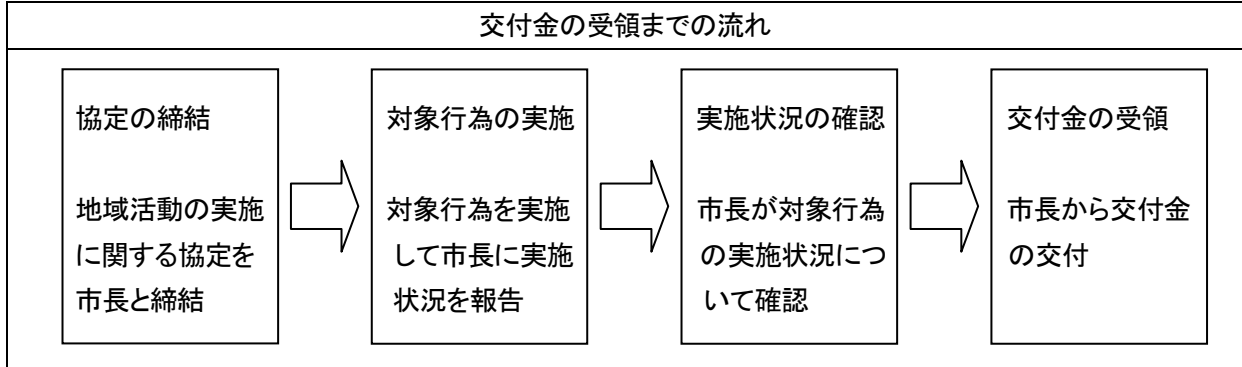
交付金の交付の対象となる地域活動(対象行為)は、次の①～③のとおりとなっており、このうち①・②いずれか1つ以上を毎年度実施する必要があります。

対象行為の種類
①施業実施区域の明確化 ◆ 所有界の明確、施業実施区域界の刈り払い、簡易杭や墨・ペンキ等による標示、区域の位置・形状面積を把握するための簡易な測量
②歩道の整備等 ◆ 施業箇所に至るまでの既設の作業道や歩道の刈り払い、補修、既設歩道間等を連絡する歩道の新設等
③その他 ◆ 森林の現況調査や施業実施区域の明確化作業の結果の取りまとめ、対象行為請負者への通信連絡等

○どのような手続きが必要か？

交付金の交付を受けるためには、森林づくりに欠かせない地域活動の実施に関する「協定」を市長と締結する必要があります。

地域活動を行い、市長が対象行為の実施を確認した後に、市長から交付金が交付されます。



- ※1 協定は、森林施業計画の認定を受け、対象森林を所有する森林所有者全員と締結します。
- ※2 数人が共同で、森林施業計画を策定している場合は、協定者の中から代表者を選定し代表者に対象行為の実施状況の報告、交付金の受け取り等を委任することができます。
- ※3 協定に違反した場合は、これまでに交付された交付金をすべて返還することになります。
また、協定締結者全員が地域活動(対象行為)を毎年実施することを必須条件としていますので、協定締結者の中で1人でも地域活動を実施しなければ、対象団地において交付金をすべて返還していただきます。
- ※4 協定時に必要書類等をお渡しします。
なお、実績報告時には、地域活動を行ったことを証する写真の提出が必要です。

○交付される金額は？

交付額は、次の式により算出し交付されます。

$$\text{交付額(円)} = \text{積算基礎森林(ha)} \times \text{交付単価(5,000円/ha)}$$

積算基礎森林とは、交付金の交付の対象となる森林であり、次の①～②の森林が対象となります。

ただし、交付金の交付を受ける年度内に治山事業による森林整備が行われた森林又は行われることが確実な森林、もしくは、森林環境創造事業などの公金のみによる森林整備を行った森林は除きます。

積算基礎森林

- ①45年生以下(9齢級以下)の人工林
- ②60年生以下(12齢級以下)の育成天然林

【施業計画等に関する問い合わせ】

旧熊野市で森林を所有している人は **熊野市森林組合 TEL 0597-89-5791**

旧紀和町で森林を所有している人は **紀南森林組合 TEL 05979-7-0059**

【交付金事業に関する問い合わせ】

熊野市役所 林業振興課 林業振興係 TEL05979-7-1114/FAX05979-7-1003